

平成26年度
第2回 加賀市健康福祉審議会子ども分科会 議事録
(第3回加賀市子ども・子育て会議)

日 時 平成26年07月23日(水)午後2時～4時15分

場 所 加賀市役所別館 302・303会議室

出席者 <会 長>近藤裕成氏

<委 員>河原廣子氏、辻豊氏、堀井康子、下荒龍彦、矢敷大輔、車佳代子氏、山口美幸氏、中村裕子氏、山本憲一氏、関好晴(以上11名)

<事務局>高川市民部長、平井こども課長、中野こども課参事
吉野こども課長補佐、河嶋こども課長補佐

- 議 題
1. 子ども・子育て支援新制度における基準条例について
 - ①特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例
 - ②保育の必要性の認定基準に関する基準条例
 - ③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例
 - ④放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準条例
 2. 「加賀市子育て応援プラン(次世代育成支援行動計画)」事業実績について
 3. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(素案)の作成・審議について
・施策の体系:基礎理念、基本目標等について
 4. 今後のスケジュールについて
 5. その他
-

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第2回加賀市健康福祉審議会子ども分科会を開催いたします。

本日は、公私ともに忙しいところ、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、前回に引き続きまして、子ども・子育て支援事業計画の策定等に向けまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。それでは、市民部長からごあいさつを申し上げます。

(市民部長)

挨拶

(事務局)

会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。(配布資料の確認)

それでは、加賀市健康福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づき、会長が会議の議長となりますので、会長審議の進行についてよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、早速ですが、すでにお配りしております会議次第に従いまして議事を進行したいと思います。本日の会議ですが、加賀市健康福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づきまして、委員20名中、現時点で11名が出席しており、過半数に達しておりますので会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは最初に、前回の会議で示していただきました議題(1)の①から④の子ども・子育て支援新制度における基準条例につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1-1に基づき説明。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、本件につきまして何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(委員)

今説明していただいた資料1-1の9ページで、国の基準の内容が具体的にわからないので、お尋ねしたいのですがよろしいでしょうか。事業者負担の徴収のところの国の示す基準の内容で、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない、と書いてあるのですが、具体的にはどういうことでしょうか。

(事務局)

実費徴収は、保育園でご飯を出していたら、そのご飯のお金とか、保育園で使うものを買ったお金とか、そういうものにお金がかかりますよというのを保護者に説明して上乗せ徴収してもよい、ということです。もう1点、施行令には、実費ではなく、保育園の質の向上のために保護者に諮って了解を得たら、上乗せ徴収してもいいという文があるのですが、わからなかったので県に問い合わせました。県は、「あるのがわかっているが、具体的にはまだ示されていないのでわからない」とのお返事でした。わかりましたら、お知らせしたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。私なりに思ったんですけど、例えば保護者会費などはどうなのかなと思ったりします。延長料なども1時間いくらですとか、子ども会費はいくらですと入園前に説明していますが、4月からは、文書による同意を得なければならないということになると、文章を作ったり、判子を取らせたりしなければならなくなると思質問しました。

(事務局)

その文書につきましても、具体的なことがまだわかっていませんので、わかりましたらお知らせしたいと思っております。

(議長)

調べてください。よろしく願いいたします。ほかに何かございますでしょうか。ないようでしたら、「②保育の必要性の認定基準に関する基準条例」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1-2について説明。

(委員)

私は保育園なので、お家のお母さん方の様子を毎日見えています。他県から生後3カ月のお子さんを連れて転居してきた場合は該当しないんですね。生後2カ月までは該当するけど、例えば、生後3カ月、4カ月のお子さんを連れて他県から転居してきて加賀市で働くお父さんと、お母さんは生後3カ月の子をみているから働かないけど、例えば3歳のお子さんを連れてだと、予防接種に行くのにも大変だし、病気で下のお子さんを病院に連れて行くのも大変です。逆に3歳の子が病気になったとき、生後3カ月の子どもを連れて病院に行くのもいろいろ大変なので、ぜひ下に書いてあるようにこのような例も該当するように入れていただけたらと思います。

(議長)

現場のご意見だと思いますけど、ほかにありますか。

(委員)

私の団体は産後ヘルパーといいまして、生後4カ月までの家庭にヘルパーとしてお手伝いに入ることになるんですけど、第一子や第二子を抱えて家で2人を見るというのは、心身共に負担が大きいので、延長していただくと、お母さんの精神的肉体的な安定のためにもとても大事なことだと思います。今は、お母さん方の中にはメンタル的にナイーブといいますか、気持ちが不安で落ち込む方が多いように思います。私たちも10年ほど活動を重ねてきたのですが、このようなお母さんがすごく増えていて、「本当にただただ不安で」という方がいらっしゃるの、保育園に通いながら子どももお母さんも育てていくのはとても大切なことだと思うので、ここは少し延長していただいて、保育の条件に入れていただいたら、お母さんも子どもものびのびと生活できるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

(委員)

条例のところなんですけど、第2条の第1項に「1月において、48時間以上労働することを常態としていること」と書いてありますね。1月において48時間というのは、国の目安的には1日3時間で週に4日、月に4週間で48時間というような考え方だと思うんです。でもこの条例で言うと、例えば、1日8時間、月に6日務めれば48時間になるんですね。そうすると、こういう場合でも認定されるのですか。

それから、第4項に「同居又は長期間入院等をしている」とありますが、長期入院というのはどの程度長期入院なのか、1カ月なのか、3カ月なのか、半年なのか、1年なのか、3年なのかということなんです。もう1つは、「親族を常時介護又は看護」という条文になっていますけれども、常時介護はその場にいれば状態がわかると思うんですけど、看護というと入院の場合、どのような観点で看護していると認めるのか。1日に1回見に行くのも看護と解釈するのか、その辺の基準が非常に曖昧。実態の把握のやり方がどういうふうになるのか、というのが2点目。

それから、第6号に「求職活動(起業の準備を含む)」とありますが、求職活動の定義というのは、例えば、職安に行ってもこのような仕事を探していますよというのか、それとも探しているというだけでこの条文に当てはまるのか、非常にこの辺りも曖昧。この辺の基準をどう考えているのか、しっかりした基準を示していただかないと、理解がし

つらいのではないかと思います。

(事務局)

具体的な内容については、まだまだみんなで考えることが大事だと思っております。今、委員さんから頂きました話につきましても、私たちの中でも、例えば48時間は1カ月3時間で週4日はなくて、1日、2日で長い時間働いていても48時間になるので、こういう場合はどうなるだろうかという話などが出ております。それから、長期間の入院などですが、まだ具体的なことは煮詰まっていません。今後また考えていきたいと思っております。これは条例の案ですので、まだまだ精査したいと思っております。

今説明しました認定基準に関する条例ですが、これは国の基準通りでございますので、今ほどありました1月の時間の中での働き方でありますとか、長期入院・介護の関係、それから求職活動、そういう細かいものについては、内規で定めるべきだと思っております。この条例を運用するにあたって、内規を定めていくことになります。条例は(1)から(10)までです。これは、項目として、条例としてあげるといことです。

(議長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

今ほど言いましたように、規則をもう少し決めていく必要があるかなと思っております。基本的に皆様のご意見を聞きながら、規則を厳しくしようと思えば厳しくできます。ただ、子育て世代を応援するという意味からいけば、かなりの学費を抑えられる方はスーっと行けばよいのかなと思っております。今後、また案を出させていただくということですが、基本的な考え方としては、子育てをして生活していく中で必要としている方には、認定してあげたいということです。

(議長)

ほかにご意見がなければ、「③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1-3について説明。

(議長)

何かご意見はありますでしょうか。ご意見がなければ、「④放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準条例」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1-4について説明。

(議長)

何かご質問ございませんでしょうか。

(事務局)

学童クラブの案をお示しさせていただきました。本件につきましては、学童クラブから関委員さんもいらっしゃっておりますけれども、今後、学童クラブの運営者等のご意見を伺いまして、議会の方への条例化を考えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

学童クラブにつきましては、現状と違ったようなところがあります。この辺りにつきましては、学童さんのお話もありますので、今後も継続の審議をしていくことになるのかなと考えております。今は、このような形で審議していくという形で出させていただきました。

(議長)

議題(1)①から③までの条例につきまして、ご提示の案の通りといたしまして、9月議会に上程するということがよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。異議なしとのことですので、議題(1)①から③までの条例案につきまして、議会に上程することといたします。

次に、「加賀市子育て応援プラン(次世代育成支援行動計画)」事業実績について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2について説明。

(議長)

よろしいでしょうか。事務局から説明がたくさんありましたが、何かご意見や質問はありますでしょうか。

(委員)

1ページ目の子育て支援センターの件ですけれども、25年度実績は1カ所で3,849人で、1日にだいたい10人くらいの計算ですが、そんなにいるのかという疑問と、21年度の実績と比べて倍近くになっていて、箇所数が1カ所に減っているということで、この辺の対応というのもこのままでよいのかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

(事務局)

3,849人というのは、毎日支援センターにいらしているお子さんだけではなくて、支援センターで開催しております「遊びのつどい」というのがあるんですが、そういうのにいらしているお子さんの数も入っていますので、数が増えております。1日に10組くらいが来ていると聞いております。

21年度に支援センターが3カ所あったんですけど、公立の保育園1カ所と私立の保育園2カ所でした。たしか、22年のときに国の制度が変わりまして、規模の小さい支援センターについては補助がカットされました。2カ所の私立保育園については自主事業で、こういう取り組みをされています。加賀市においては、支援センターとしては、今現在は1カ所になっています。

(委員)

6ページの学童クラブ支援事業についてお伺いいたします。25年度の実績が21校区となっていて、事業概要としましても、すべての小学校の校下児童が利用できるという書き方で、21校区すべての校区に行われているという意味合いではないと思うんですが、今現在行われていない小学校区を教えていただけたらお願いします。

(事務局)

今現在、小さい小学校区、子どもの数が少ない小学校区ということで、順番は不動ですが、緑丘、菅谷、三木、三谷、東谷口、黒崎、この6校区で学童が設置されていないということでございます。学童クラブは、継続して子どもの登録が10人以上という条件があります。ですから、この6校区については、物理的に子どもの数が少ないものですから、物理的に開設できないということです。ですから、学童クラブがない6校区については、近隣の学童に通えるための補助制度を作っています。この6校区については、今後も子どもが減る中で、開設できる見込みはないのかなと思います。

(委員)

行政評価の欄がわからないんですけど。

(事務局)

行政評価の欄ですけれども、事業概要につきましては不要な欄でございました。行政評価というのは、市内部で事業に対して、どういう評価をして今後どうするかを検討する項目です。今回は気にしないでいただけたらと思います。

(委員)

26年度の目標が後期に出てきたとおっしゃられたと思うんですが、継続とかがほとんどで、目標を今日ここで話し合っていくわけでしょうか。

(事務局)

26年度目標というのは、お手元にありますオレンジ色の冊子(加賀市子育て応援プラン)がございまして、21年度に作ってございまして、この時に26年度の目標値として立てられたもので、あくまでも参考として付けました。オレンジ色の子育て応援プランというのは、表紙の一番上に次世代育成支援行動計画という言葉が書いてあります。

これは、国の方で次世代育成対策推進法という名前の時限立法がありました。それに基づいてこの行動計画を全国のすべての市町村が作っています。時限立法ですから、とりあえず26年度で終わりだったのですが、継続されました。次世代育成の視点も含めて、今年作らなければいけない支援新制度の実施計画の中に含めていかなければいけないということになりますので、そういう部分を含めましてご説明しました。今度、新制度の実施計画では、31年の目標値というのを改めて設定し直すということになります。

(会長)

個人的にですが、病児・病後児保育を加賀市の3カ所でやらせていただいているのですが、病院の統合化によって、今後3カ所ではきついのではないかと感じるを受けております。

3日ほど前に、病児保育研究会という学会がありまして、長く聞けなかったんですが行きました。国は、病児・病後児に対して予算を今後かなり付けていくとのことで、予算額を0.7兆円充てるとのことでした。

(事務局)

0.7兆円というのは、国がやっているのは、新しい新制度について消費税の増税分を確保するということです。それが1兆1,000億入ります。このうち、0.7兆円については、今の8%増税とかで確保しました。病児・病後児に限ったことではありません。国は残りの4,000億を確保するために、最大限の努力をすると最初は言っていました。ちょっとトーンダウンしてきました。新年度の予算編成の中で、検討するという言葉に変わってきています。

(会長)

利用料は平均しますと1日4,000円くらいらしいんですけど、加賀市ですと2,000円で安いと思って話させていただきました。

6ページのショートステイ事業ですけれども、お母さんなり上のお子さんが病気になって、下の子をなんとかしなければいけないということで「伊奈美園」でやっておられるって知っていたんですけど、土曜日の午後とかすぐにお問い合わせと言われてもなかなか動けないという現実がありまして、実は使えなかったです。

(事務局)

ショートステイとかトワイライト、先ほど説明の中でトワイライトは土日と申し上げましたけど、平日もしています。保護者の方から利用の申し込みがあった場合に、まず施設に対してこちらの方から受け入れられるかとの問い合わせをします。責任を持って子どもを保育しなければいけませんので、職員の配置状況とか、さまざまな状況が施設側にあると思います。結果的に今回はダメということは、現実問題あります。ショートステイ、トワイライトというのは、親が病気になったりして、どうしても保育できないという状況の中で利用されるわけですから、これについては、現実問題多少そういう利用できない部分があるにしても続けていかなければならないし、どこでもできる事業ではございませんので、新制度の中でショートステイもあるかなと思うんですけど、財政的な支援がどこまであるのかというのは、今後の課題かなと思います。

(議長)

緊急性がある事例ばかりなので、すぐに依頼したいのが本音です。

(委員)

依頼者の方がきちんと納得していただければ、ファミサポでも預かります。

(議長)

ほかにご意見なければ、議題(3)「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(素案)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3について説明。

(議長)

何かご質問ありますでしょうか。

(委員)

個別事業それぞれに対して、実施していくためのシステム作りというのも並行して進めて行かれるんですよね。例えば、子どもの医療費の助成なんですけど、今皆さん領収書を持って行政の方に行くと、手続きをしないと助成してもらえないシステムになっています。それが、わざわざ行政窓口に出向かなくてもできるような基準作り、前から私がお願いしていると思うんですけど、ほかの市町村のような医療基準にさせていただくようなことができないかな、ということも合わせてなっていますか。

(事務局)

子ども医療費助成の中で、自動償還あるいは現物給付というものになるのかなと考えます。これにつきましても、今検討を進めているということで、この計画に盛り込んでいくというお話は、またこの場で議論をしていただけたらなと思います。

(委員)

幼児教育相談室の定員が年間34名とか37名とお聞きしたんですけど、それ以上に利用したい人が多くて、ヘルパーを利用している方も2カ月待ち、3カ月待ちという話をお伺いしています。来年以降、このようなシステムができるときに、相談員の数を増やすとか、窓口を一元化するとかの審議もできるのでしょうか。

(事務局)

幼児教育相談室、確かに34組は結構きついです。これ以上子どもたちを受け入れるために、職員を増やすことなどについてはもちろん考えていかねばなりません。幼児教育相談室は、基本的に学校に入るまでの子どもですから、小学生や中学生に入る障がいがあるお子さんがいるのが現実です。加賀市には、それぞれの担当部局が相談を受けたりしているわけですけど、窓口が1つではないというお声もいただいておりますし、どういう形にすればいいのか当然今後考えていかなければいけないと思います。この計画につきましては、反映できるかできないかはわかりませんが、計画の個別事業などで言葉で匂わすような文章を書くのも手だし、毎年検証をする中で直していくというのも全然ありですので、その時々で議論をしていただきたいと思います。それを踏まえた計画

を作っていくという形です。

(議長)

医療費に関しまして、小児科医の代表として、現物支給、窓口負担ゼロを都会などで結構ありますけれども、現実問題としまして内情をお話ししますと、加賀市には町医者さん、開業医の中に小児科医は4人しかいません。特に土曜日、夕方の5時、6時時間帯ってというのは、当然開業医さんだけしか動きませんので、窓口で負担がないということになりますと、患者さんの数が一気に増えるんです。つまり失礼な言い方ですけども、「ついでに医療」や、とりあえずタダだからなんでもしてもらおう、検査はタダだから何でもして欲しい、というような方が以上に増えるんです。これは、私が知っている先生で、窓口負担ゼロになってからはじめてわかったと言っていました。医療機関としましては、収入は増えます。市が設定している予算より、医療費がはるかに増えるんですね。上の子が受診してかぜ薬をもらったら、「ついでに下の子のおむつかぶれの薬も出してくれんけ」というのが一気に増えるんです。ついでに医療、コンビニ医療というのがどんどん増えるという現実があります。小児科医としては、変な話ですけど、収入は増えるんですけど、現場は完全に振り回されてしまいます。もっと極端な例では、「どうせタダだから往診してくれ」というんです。そういう親が出てきます。これが現実なんです。面倒くさいでしょうけど、償還していただいた方がありがたいです。医療がタダじゃないんだという実感を持っていただきたなと思います。特に東京辺りは全部無料のところが多いんですけど、観光客がフツと来て、お金を請求すると怒るんです。「ここはお金がいるところなの」って言うんです。信じられないですよ。そういう流れになっているんですよ今は。

(委員)

少子化とか人口流出といった意味で、基本理念も「子どもを産んでも安心して子育てができる住みよいまち」という案を市から出していただいておりますけれども、「案」を消すための話し合いをやっていくということによろしいんですよ。

(事務局)

事務局案として出させていただいております。イメージに使っていただくのも1つですし、資料3-2の中の個別事業の組み換えというのも現在の応援プランの中の事業の組み換えも当然出てくることと思いますし、載せなくてもいいような事業もあります。逆に載せなければいけない事業もあります。個別事業の枠組みを作った上で、基本事業の文言であるとか、基本目標の文言というのは、皆様に審議していただいた上で確定していくということです。今日示させていただいたのはあくまでも、皆様にイメージを作っていただくための資料で、応援プランの中の言葉をほとんど引用しています。

(委員)

今お話し伺ったとき、今までと同じものを踏襲しては変わらないので、どういった形で話し合いを進めるのかはわかったんですが、個別事業の方から話し合いという方向性になるのでしょうか。

(事務局)

個別事業から入っていくという話ではなくて、少なくとも今の個別事業を基本目標の基本事業ごとに分ける方法も当然ありますから、やり方について確定しているものではございません。

(委員)

ということは、その基本目標からいくか、個別事業からいくか、いろいろな意見が交わされる中で出来上がってくるように、次回に向けての話し合いがあるというイメージですよね。そういった中で、先ほどの基本理念についても皆で考えていくということなんですか。

(事務局)

どのような計画の時もそうかと思うんですけど、かなり細かいです。1つ1つやっていたら毎週やらないと、できないようなボリュームかと思います。事務局としましては「さあ、どうしますか」では前に進みませんので、事務局案を出させていただきますけれども、それぞれの時にこのものについてはこういうふうな方向性で考えてほしいとかを言っていただきますと、できるできないは別としまして、発言されたことがすべて計画書に載るというわけではございませんが、その都度その都度、お気づきのところ、目標であれば「ここがおかしいのではないかと。検討してください」とか、「こういう方向性のものを次回考えてください」と、その都度言っていただければよろしいかと思います。次回それ以降にですね、徐々に徐々にではございますが、事務局案として、継続するもの新規のものを組み合わせ、出していきたいと思っております。

(委員)

そういう観点でいいますと、基本理念なんですから、「子どもを産んでも」という言葉が気になりまして、子を産まなければ、子を産むことを前提として、住みよいまちという理念が書かれているなど思ったんです。子どもの最善の利益を尊重する、つまり地域みんなで子どもを育ていこうという、そういった視点がうかがえないなど感じました。

(事務局)

オレンジ色の本(加賀市子育て応援プラン)の24ページを見ていただきたいんですけども、ここに、今の応援プランの基本理念が載っております。山口委員がおっしゃったように、「家族で、地域で」で、地域という言葉が出ております。元気な子どもを育むまちというふうになっております。必要かなと思いますし、今の応援プランの理念の視点も含めて、考えていきたいと思っております。

(議長)

ほかにご意見がなければ、議題(4)今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4について説明。

(議長)

何かご質問はございませんでしょうか。

(委員)

この会議の計画は7回までは書いてあるのですが、ぼちぼちですね、住民の方々や私たち事業者にとっては、利

用者負担額というのをご提示いただきたいと思うんです。そうでないと、来年度からの募集であったりとか、市民への周知というのはなかなか難しいのではと思うんですけど、その辺はいつ予定されているのかお伺いしたいなと思っています。

(事務局)

新年度以降の保育料につきましては、今月から下げしております。新制度になったからといって上げるわけにもいきませんし、基本的には現状の保育料を維持していこうというふうに考えてはおります。今後、市の内部でもんでいかなければいけないことですので、いつ提示するから今の段階では申し上げにくいかなと思います。

(委員)

確かにそれは意味合いとしてはわかるのですが、うちとしたら、現状の幼稚園でいこうか、市町村管轄の幼稚園でいくのか、認定こども園でいくのかによって全然違ってくるんですね。利用料も。ということで、市はどのような感じを持っているのかなと確かめたくて質問したんです。

(事務局)

幼稚園型の認定こども園になれば、当然保護者の所得に応じた設定になりますから、基本的に保育は保育園の料金とっていただければ間違いないかなと思います。そんなに大きく変わることはないと思います。

(議長)

今日、質問したりご意見のなかった方よろしいでしょうか。

(委員)

計画の基本的な考え方で、「子どもを産む」というところの主旨のところですけども、中段くらいに、「さらなる子育て環境の充実化」とあるのですが、充実に「化」をつけるのが本当にいいのかなと思います。これは重複していますので、充実は充実で「化」は抜いたほうがいいのではないかなと思います。学識がないし、未熟な人間がこんなことを言っているのかわかりませんが。この下になるんですけども、「負担軽減などを検討するなど」で、「など」がかなり重複しているので、もう少しきれいにまとめた方がいいのではないかなと思います。というのも、先ほど言ったように、ある程度、事務局側できちんとしたものを出した中で審議してですね、できればこのまま通したいという思いがあると思いますので、この辺は文章の整理をされた方がいいのではないかなというのが1つ。

最後のくだりですけども、「子どもも親も住みやすいまちになるように推進していく必要があります」ということで、この「推進」がどこに引っかかっておるのか、例えばまちづくりを推進するとかの表現なら「推進」が生きるんですけど、ここの「推進」がどこに掛かっているのかというのが1つ。

3ページの基本目標4のところの下から2行目。「学業などのために」とあるんですけど、学業は大学等々などに行っただけを想定したと理解はするんですけど、別に学業だけでなく、就職していても、戻ってきて子育てしてもらえればいいんで、そういうところを含めると、学業だけにとどめるのではなくて、例えば、進学とか就職とか、もう少し広い範囲の言葉を加えた方がいいのではないかなという意見です。

(事務局)

文言については、精査をしまして、文章についても点検していきたいと思います。

(議長)

ご意見はよろしいでしょうか。それでは、本日の議題につきましてすべて終了しました。委員の皆様、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。次回の会議日程ですが、いかがしますか。おおむね、1カ月後ということなんですけど、8月20日以降ということで、会議のボリューム等を考えますと、8月27日はご都合いかがでしょうか。27日です。この日程で進めようと思っておりますので、8月27日水曜日午後2時からよろしくお願ひします。これもちまして、子ども・子育て会議を終了いたします。長時間ありがとうございました。